

2021～2023年度実施分

# 金融窓口サービス 技能士

1  
級

学科・実技

過去問題  
解説集



一般社団法人 金融財政事情研究会

## はじめに

金融窓口サービス技能検定は、2002年度から「職業能力開発促進法」という法律に基づき、「国家試験」として実施されています。同検定は、金融機関において、預金の受入れや払戻し、口座の開設、両替、公共機関への支払代行、送金、振込などの窓口業務や、投資信託、国債などの債券、年金・保険などの各種金融商品の販売・相談業務に関し、その担当者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度です。2016年度より、制度が改められ、従来の「テラー業務」と「金融商品コンサルティング業務」が統合され（3級実技試験を除く）、新たな試験範囲のもと、実施されることになりました。

本書は、2021年9月、2022年9月、2023年9月に実施された「金融窓口サービス技能検定1級学科試験」および「金融窓口サービス技能検定1級実技試験」において出題された問題を解説した過去問題解説集です。

近年、金融機関では、CS（顧客満足）の向上が急務となっています。CSのベースは、「たしかなサービス」です。いくらマナーがよくても、実務がおろそかでは、お客さまの信頼や満足を得ることはできません。本書で習得した知識や技能が、皆さまの利用者へのサービス向上に役立てられ、ひいてはわが国の金融サービスの健全な発展につながることを期待しています。

一般社団法人金融財政事情研究会  
教育研修事業部

# ◇◇ 目 次 ◇◇

## 学科編

### 第1章 過去問題 2021年9月実施分

|   |    |
|---|----|
| (1) 成年後見人・成年被後見人                        | 5  |
| (2) 障害者等に配慮した金融サービスの提供                  | 6  |
| (3) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイド<br>ライン | 7  |
| (4) 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認                  | 8  |
| (5) ライフプランの作成に活用する各種係数                  | 9  |
| (6) 適合性の原則                              | 10 |
| (7) 重要事項の説明義務                           | 11 |
| (8) 預金保険制度                              | 12 |
| (9) 高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン              | 13 |
| (10) コールレート                             | 14 |
| (11) 為替相場に係る計算                          | 15 |
| (12) 配当利回り、PER、PBR                      | 16 |
| (13) 株価指標                               | 18 |
| (14) 外貨預金と契約締結前交付書面                     | 19 |
| (15) 勤労者財産形成住宅貯蓄                        | 20 |
| (16) 地方債                                | 21 |
| (17) 個人年金保険                             | 22 |
| (18) 地震保険                               | 23 |
| (19) 個人型確定拠出年金 (iDeCo)                  | 24 |
| (20) 障害基礎年金                             | 25 |
| (21) ねんきん定期便                            | 26 |
| (22) 健康保険の任意継続被保険者制度                    | 27 |
| (23) 一般NISA                             | 28 |
| (24) 退職所得                               | 29 |
| (25) 個人年金保険料控除                          | 30 |
| (26) 投資信託の基準価額                          | 31 |
| (27) 犯罪収益移転防止法                          | 32 |
| (28) 外国籍の者との取引における留意点                   | 33 |

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| (29) 金融機関の守秘義務              | 34 |
| (30) 振り込め詐欺救済法              | 35 |
| (31) セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント | 37 |
| (32) 目論見書                   | 38 |
| (33) 特定投資家制度                | 39 |
| (34) 消費者契約法                 | 40 |
| (35) 銀行取引における景品類の提供         | 41 |
| (36) 受益証券等の乗換え勧誘            | 42 |
| (37) 投資者保護基金                | 43 |
| (38) マイナス金利政策               | 44 |
| (39) 景気動向指数                 | 45 |
| (40) シャープ・レシオ               | 46 |
| (41) 一般的な金利リスク              | 47 |
| (42) 各種預金商品                 | 48 |
| (43) 債券価格の上昇要因              | 49 |
| (44) 利付債券の利回り計算             | 50 |
| (45) フラット35                 | 52 |
| (46) 住宅取得等資金の贈与の特例          | 53 |
| (47) 預金の相続手続                | 54 |
| (48) 公正証書遺言                 | 55 |
| (49) 老齢基礎年金の受給資格等           | 56 |
| (50) 上場株式等の配当金課税            | 57 |

## 第2章 過去問題 2022年9月実施分

|                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 共通KPI           | 61 |
| (2) 法人の取引時確認        | 62 |
| (3) 要配慮個人情報取扱       | 64 |
| (4) 育児・介護休業法        | 65 |
| (5) 生命保険に係る指定紛争解決機関 | 66 |
| (6) 休眠預金等活用法        | 67 |
| (7) 預金者保護法          | 68 |
| (8) 世界の株価指数         | 69 |
| (9) 景気動向指数          | 70 |
| (10) PER、PBR、ROE    | 71 |
| (11) 債券のデュレーション     | 73 |
| (12) 投資信託等の運用手法     | 74 |

|  |     |
|--|-----|
| (13) 東京証券取引所の再編                          | 75  |
| (14) 障害者等のマル優                            | 76  |
| (15) 手形・小切手の不渡                           | 77  |
| (16) J-REIT（上場不動産投資信託）                   | 78  |
| (17) 個人向け国債                              | 79  |
| (18) 地震保険                                | 80  |
| (19) 遺言執行者                               | 81  |
| (20) 遺産分割前に預貯金の払戻しを認める制度                 | 82  |
| (21) 遺族基礎年金・寡婦年金                         | 83  |
| (22) 国民年金保険料の納付免除                        | 84  |
| (23) 高年齢雇用継続給付                           | 85  |
| (24) 退職所得控除額と退職所得                        | 86  |
| (25) 公的年金等に係る税金および確定申告                   | 87  |
| (26) 高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン              | 88  |
| (27) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する<br>ガイドライン | 90  |
| (28) ライフプランニングに係る各種係数                    | 91  |
| (29) 成年後見制度、任意後見制度                       | 92  |
| (30) 生命保険契約における告知                        | 93  |
| (31) 投資信託等の乗換え勧誘時の説明義務に関するガイドライン         | 94  |
| (32) 窓口における保険募集時の留意点                     | 95  |
| (33) 金融商品取引法上の禁止規定                       | 96  |
| (34) 契約締結前交付書面の交付                        | 98  |
| (35) インサイダー取引                            | 99  |
| (36) 生命保険会社の健全性・収益性に関する指標等               | 100 |
| (37) 世界の経済動向                             | 101 |
| (38) 日本銀行の金融政策                           | 102 |
| (39) オプション取引                             | 103 |
| (40) 金融商品に係る各種リスク                        | 104 |
| (41) 外貨定期預金の損益分岐点                        | 105 |
| (42) 固定利付債券の利回り計算                        | 106 |
| (43) 各種生命保険                              | 107 |
| (44) 生命保険に付加する各種特約                       | 108 |
| (45) 相続税の申告および納付                         | 109 |
| (46) 国民年金基金および国民年金の付加保険料                 | 110 |
| (47) 老齢厚生年金                              | 111 |

|                   |     |
|-------------------|-----|
| (48) 公的介護保険制度     | 112 |
| (49) 特定口座（源泉徴収あり） | 113 |
| (50) 所得税の所得控除     | 114 |

### 第3章 過去問題 2023年9月実施分

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| (1) 共通KPI                   | 117 |
| (2) 機微（センシティブ）情報            | 118 |
| (3) 預金者保護法                  | 119 |
| (4) 労働基準法                   | 120 |
| (5) 指定紛争解決機関                | 121 |
| (6) 金融サービス提供法               | 122 |
| (7) 特定投資家と一般投資家             | 123 |
| (8) 預金保険制度                  | 124 |
| (9) GDP（国内総生産）              | 125 |
| (10) 東京証券取引所の再編             | 126 |
| (11) 投資信託の運用手法              | 127 |
| (12) PER、PBR、ROE            | 128 |
| (13) シャープ・レシオ               | 129 |
| (14) ESG投資                  | 130 |
| (15) 預金の差押命令                | 131 |
| (16) 株式の取引                  | 132 |
| (17) オプション取引                | 133 |
| (18) 損害保険                   | 134 |
| (19) 新NISA                  | 135 |
| (20) 法定相続分                  | 137 |
| (21) 相続税の延納                 | 138 |
| (22) 国民年金保険料の免除制度           | 139 |
| (23) 障害厚生年金の支給要件            | 140 |
| (24) 住宅借入金等特別控除             | 141 |
| (25) 退職所得控除額と退職所得           | 142 |
| (26) 高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン | 143 |
| (27) ライフプランニングに係る各種係数       | 144 |
| (28) 法定後見制度                 | 145 |
| (29) 犯罪収益移転防止法              | 146 |
| (30) 損失補填が認められる事故           | 147 |
| (31) 消費者契約法                 | 148 |

|                      |     |
|----------------------|-----|
| (32) 保険法             | 149 |
| (33) 窓口における保険募集時の留意点 | 150 |
| (34) 交付目論見書          | 151 |
| (35) 景気動向指数          | 152 |
| (36) 世界の経済動向         | 153 |
| (37) 株式市場の各種指標等      | 155 |
| (38) 債券投資に係るリスク      | 156 |
| (39) 小切手             | 157 |
| (40) 外貨定期預金の利息額の計算   | 158 |
| (41) 固定利付債券の利回り計算    | 160 |
| (42) ETF・J-REIT      | 161 |
| (43) 投資信託に係る費用       | 162 |
| (44) 生命保険に付加する各種特約   | 163 |
| (45) 相続手続            | 164 |
| (46) 法定相続情報証明制度      | 165 |
| (47) 老齢基礎年金・老齢厚生年金   | 166 |
| (48) 雇用保険            | 167 |
| (49) 各種金融商品の課税関係     | 168 |
| (50) 所得税の所得控除        | 169 |

## 実技編

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 第1章 過去問題 2021年9月実施分          | 173 |
| 第2章 過去問題 2022年9月実施分          | 209 |
| 第3章 過去問題 2023年9月実施分          | 247 |
| 金融窓口サービス技能検定1級の概要（2024年6月時点） | 284 |

---

# 学 科 編

第 **1** 章

過 去 問 題

2 0 2 1 年 9 月 實 施 分

### 解答にあたっての注意

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2021年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
2. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。
  - ・一般NISA = 非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置
  - ・金商業等府令 = 金融商品取引業等に関する内閣府令
  - ・金融商品販売法 = 金融商品の販売等に関する法律
  - ・住宅取得等資金の贈与の特例 = 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例
  - ・NISA = 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置
  - ・日本証券業協会「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」 = 高齢顧客への勧誘による販売に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）
  - ・犯罪収益移転防止法 = 犯罪による収益の移転防止に関する法律
  - ・振り込め詐欺救済法 = 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律
  - ・労働施策総合推進法 = 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
3. 問題文中の「金融商品取引法上」という表現は、同法のほか、関連する政令・内閣府令等を含みます。他の法律についても同様です。
4. 問題文中の「金融機関」とは、「銀行」および「協同組織金融機関」を指します。
5. 問題文中の「一般投資家」は、金融商品取引法上の「特定投資家」以外の投資家をいいます。
6. 問題文中の「一般顧客」は、金融商品の販売等に関する法律上の「特定顧客」以外の顧客をいいます。

【第1問】 次の各文章（(1) から (25) まで）の（ ）内に入るべき最も適切な文章、語句、数字またはその組合せを選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。 [25問]

(1) 成年後見人は、日常生活に関する行為を除く財産管理についての全般的な代理権・(ア) 権を有しており、成年被後見人の預金等の口座管理を行うためには、金融機関に後見に関する(イ)等を提出して後見の設定を行う必要がある。また、後見制度支援信託の場合、原則として(ウ)後見人が家庭裁判所の指示を受けて信託銀行等との間で信託契約を締結する。

- |          |            |        |
|----------|------------|--------|
| 1. (ア)同意 | (イ)戸籍謄本    | (ウ)専門職 |
| 2. (ア)取消 | (イ)戸籍謄本    | (ウ)親族  |
| 3. (ア)取消 | (イ)登記事項証明書 | (ウ)専門職 |
| 4. (ア)同意 | (イ)登記事項証明書 | (ウ)親族  |

### 解説 成年後見人・成年被後見人

成年後見人は、日常生活に関する行為を除く財産管理についての全般的な代理権・取消権を有しており（民法9条、859条1項）、成年被後見人の預金等の口座管理を行うためには、金融機関に後見に関する登記事項証明書等を提出して後見の設定を行う必要がある。また、後見制度支援信託の場合、原則として専門職後見人が家庭裁判所の指示を受けて信託銀行等との間で信託契約を締結する。

【正解】 3

---

# 実 技 編

第 **1** 章

過去問題

2021年9月実施分

### 解答にあたっての注意

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2021年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。  
なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
2. 問題文中の制度名等については、以下のような略称を用いています。
  - ・教育資金の一括贈与の非課税措置 = 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置
  - ・金融ADR制度 = 金融分野における裁判外紛争解決制度
  - ・つみたてNISA = 非課税累積投資契約に係る非課税措置
  - ・NISA = 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置
3. 問題は、【第1問】から【第4問】まであります。
4. 各問の問題番号は通し番号となっており、《問1》から《問15》までとなっています。
5. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
6. 解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。
7. 問題文中の「キンザイ銀行」は、外国銀行支店ではなく、金融商品取引法上の「登録金融機関」の登録を受けているものとします。

【第1問】次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問4》）に答えなさい。

-----《設 例》-----

2021年9月、キンザイ銀行緑町支店の相談業務窓口にて、預金窓口担当者から「当行で預金口座をお持ちのAさまが、ご家族やお孫さまへの資金援助や贈与について話を聞きたいとのことだ」という案内があり、相談業務担当者Mが対応することとなった。以下は、ヒアリングから得たAの情報である。

〔Aの属性・家族構成〕

- ・生年月日：1951年5月15日（70歳）
- ・職 業：無職（年金受給者）
- ・家族構成：妻B（69歳、年金受給者、Aと同居している）  
長女C（42歳、専業主婦）は、長女Cの夫D（42歳、会社員）、孫E（16歳、高校生）の3人でA宅の近所に暮らしている。
- Aに他の子や孫はいない。

〔Aの資金援助・贈与に関する意向〕

- ・孫Eへ教育資金の援助を検討しており、適用期間が延長された教育資金の一括贈与の非課税措置に興味を持っている。
- ・長女Cへ円滑に資産を残す方法について知りたい。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aの意向を受けて、Mは、教育資金の一括贈与の非課税措置について説明した。下記の文章の1～4のうち、内容が適切なものには○印を、不適切なものには×印を、解答用紙に記入しなさい。なお、本問において、金銭等の贈与は2021年4月1日以後に行われたものとする。

1. 教育資金の一括贈与の非課税措置とは、直系尊属から子・孫に対して教育資金の贈与を行う際に、一定の要件を満たす場合、受贈者1人につき2,000万円までは贈与税が非課税となる制度で、2020年度税制改正により2025年3月31日まで適用期間が延長された。
2. 贈与者から金銭等の贈与を受けた年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合、贈与を受けた年分について、教育資金の一括贈与の非課税措置の適用を受けることができない。
3. 教育資金管理契約の期間中に贈与者が死亡し、その死亡日において受贈者が23歳以上の場合、原則として、その死亡日における非課税抛出額から教育資金支出額（学校等以外の者に支払う場合は500万円を限度とする）を控除した残額のうち、その死亡前3年以内に当該贈与者から取得した信託受益権等の価額で当該措置の適用を受けたものに対応する金額を相続財産に加算する。
4. 教育資金管理契約の期間中に贈与者が死亡し、教育資金に係る相続税の課税関係が生じた場合、受贈者が贈与者の孫（代襲相続人ではない）であっても、贈与者の死亡日における非課税抛出額から教育資金支出額（学校等以外の者に支払う場合は500万円を限度とする）を控除した残額に係る相続税額について、相続税額の2割加算の規定は適用されない。

《問2》 Mは、Aに、暦年贈与および相続時精算課税制度について説明した。

下記の文章のⅠ～Ⅳのうち、内容が適切なものはいくつあるか、解答用紙に記入しなさい。

- Ⅰ. 暦年課税において、1月1日から12月31日までの1年間に複数の者から贈与を受けた場合、その年分の贈与税の課税価格から控除できる基礎控除額は、「贈与者の人数×110万円」で算出した額となる。
- Ⅱ. 暦年課税において、1月1日から12月31日までの1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額以下の場合、贈与税の申告は不要である。
- Ⅲ. 相続時精算課税制度の適用対象者の要件として、贈与者は贈与を行った時点で50歳以上の父母または祖父母であること、受贈者は贈与を受けた時点で20歳以上の者のうち、贈与者の直系卑属である推定相続人または孫であることが挙げられる。
- Ⅳ. 相続時精算課税制度は贈与者ごとに選択することができるが、当該制度を選択した年分以後は、その選択に係る贈与者が亡くなる時まで継続して適用され、暦年課税を選択することはできない。

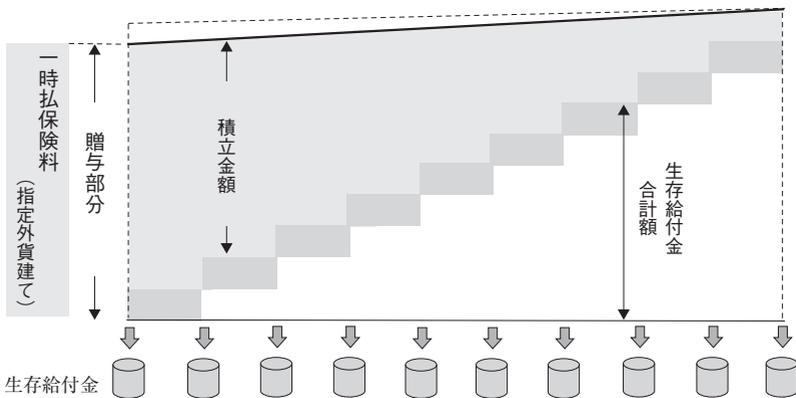
《問3》 ヒアリングを重ねるうちに、Aが暦年贈与に興味を持ったため、Mは、キンザイ銀行で取り扱っている生命保険を利用した生前贈与を提案した。Mの説明に関し、次の(1)および(2)について答えなさい。

(1) 下記の〈資料〉の空欄㉞～㉠に入る語句を、次の〔語句群〕から選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

〈資料〉 Z生命保険会社 一時払生存給付金付終身保険（米ドル建て）

◆仕組み図 生前贈与プラン

(生存給付金年1回払い・受取回数10回、積立利率保証期間9年、終身保障部分なし)



【契約概要（抜粋）】

この保険は金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率等に基づき生存給付金額等を定める仕組みの保険料一時払方式の生存給付金付終身保険です。生存給付金支払日に被保険者が生存している場合は生存給付金が支払われ、保険期間中に被保険者が死亡した場合は未払いの生存給付金（積立金額）が死亡保険金として支払われます。死亡保険金（指定外貨建て）と既払いの生存給付金（指定外貨建て）との合計額は、一時払保険料（指定外貨建て）を下回ることはありません。

終身保障部分を付加しないことで、10回目の生存給付金支払日が到来したときに保険契約が消滅し、積立利率保証期間を更新しない代わりに一時払保険料の全額を贈与することができます。

※生存給付金額は保険契約時に指定外貨建てで確定し、生存給付金の合計額は、一時払保険料（指定外貨建て）の100%を上回ります。円貨支払特約を付加している場合は為替相場の影響を受けるため、例えば、初回の生存給付金受取時よりも2回目の受取時に（㉗）になると、円換算後の受取額が増えます。

○付加することができる特約

保険料円貨入金特約・円貨支払特約

→保険料円貨入金特約・円貨支払特約を付加する場合、為替手数料が為替レートに反映されており、為替手数料はお客さまの負担となります。また、（㉘）（対顧客電信相場仲値）はZ生命保険会社所定の金融機関が公表する値となります。

|       |           |           |
|-------|-----------|-----------|
| 為替レート | 保険料円貨入金特約 | （㉘） + 50銭 |
|       | 円貨支払特約    | （㉘） - 50銭 |

○解約返戻金額について

解約返戻金額は、「積立金額×（1 - （㉙）率） - 解約控除の額」で算出します。（㉙）とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を、解約返戻金額に反映させる手法で、解約時の市場金利が、契約時等に比べて上昇した場合、解約返戻金額は（㉚）することがあります。

〔語句群〕

- A. 円安    B. 円高    C. TTM    D. TTS    E. TTB  
 F. 市場価格調整    G. ソルベンシー・マージン  
 H. EV（エンベディッド・バリュー）    I. 増加    J. 減少

(2) Mは、Aに、米ドル／円の為替レートについて説明した。下記の文章の1～4のうち、内容が適切なものには○印を、不適切なものには×印を、解答用紙に記入しなさい。

1. 米国が政策金利を引き上げることにより、米国と日本との実質金利差が拡大することは、一般に、円安・ドル高の要因となる。
2. 日本の物価上昇率が米国の物価上昇率を上回った場合、一般に、円高・ドル安の要因となる。
3. 日本の対米国経常収支の黒字幅が拡大した場合、一般に、円安・ドル高の要因となる。
4. 日本の景気が好転して日本企業の株価が上昇し、外国投資家から日本への投資の動きが強まることは、一般に、円高・ドル安の要因となる。

《問4》 Mは、Aが、〈資料〉のZ生命保険会社の一時払生存給付金付終身保険を下記の【条件】で契約した場合に係る課税関係について説明した。下記の文章の(1)～(4)のうち、内容が適切なものには○印を、不適切なものには×印を、解答用紙に記入し、×印を記入したものについては、その理由を具体的に記述しなさい。

**【条件】**

保険の種類：一時払生存給付金付終身保険（米ドル建て） 生前贈与プラン（生存給付金年1回払い・受取回数10回、積立利率保証期間9年、終身保障部分なし）

保険契約者（＝保険料負担者）・被保険者：A

生存給付金受取人・死亡保険金受取人：長女C

※保険料円貨入金特約・円貨支払特約を付加し、保険料の支払および生存給付金等の受取りは円貨で行う。

※Cは他に生前贈与を受けていない。

※上記以外の条件は考慮しないものとする。

- (1) 外貨建終身保険は、保険業法上の特定保険契約に該当するため、Aさまが支払った一時払保険料は、一般の生命保険料控除の対象となりません。
- (2) Aさまが、当該終身保険を保険期間の初日から5年を超えた時点で解約し、解約返戻金に係る差益が生じた場合、当該差益は源泉分離課税の対象となります。
- (3) Aさまの相続により財産を取得したCさまが、Aさまの相続開始前3年以内に生存給付金を受け取っていた場合、当該給付金は相続税の課税対象となります。
- (4) Aさまが保険期間中に亡くなられた場合、Cさまが受け取る死亡保険金は、「500万円×法定相続人の数」の算式で算出した金額を限度として、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることができます。

**解答例・解説****《問1》****〔解答〕**

1. ×    2. ○    3. ×    4. ×

**〔解説〕 教育資金の一括贈与の非課税措置**

1. 不適切である。教育資金の一括贈与の非課税措置とは、直系尊属から子・孫に対して教育資金の贈与を行う際に、一定の要件を満たす場合、受贈者1人につき、1,500万円まで贈与税が非課税となる制度で、2021年度税制改正により、適用期間が2023年3月31日まで延長された。なお、2023年度税制改正により、適用期間が2026年3月31日まで延長された。
2. 適切である。
3. 不適切である。2021年度税制改正により、教育資金管理契約の期間中に贈与者が死亡した場合、2021年4月1日以後に信託等により取得した信託受益権等については、原則として、その死亡日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を相続財産に加算することとされた。なお、2023年度税制改正により、2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税については、その死亡日における贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者の年齢にかかわらず、管理残額を相続財産に加算することとされた。
4. 不適切である。2021年度税制改正により、受贈者が贈与者の孫（代襲相続人ではない）で、2021年4月1日以後に贈与者から取得をした信託受益権等がある場合には、その取得分に対応する管理残額に相当する相続税額について、相続税額の2割加算の規定が適用される。

**《問2》****〔解答〕**

- 2（個）

**〔解説〕 生前贈与に係る各種税制**

- I. 不適切である。1年間に複数の者から贈与を受けた場合、その年分の贈与税の課税価格から控除できる基礎控除額は、贈与者の人数にかかわらず110万円となる。
- II. 適切である。
- III. 不適切である。相続時精算課税制度の適用対象者の要件として、贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母または祖父母など、受贈者

は贈与を受けた年の1月1日において20歳（2022年4月1日以後は18歳）以上の者のうち、贈与者の直系卑属である推定相続人または孫であることが挙げられる。

IV. 適切である（相続税法21条の9第6項、同法施行令5条1項）。

### 《問3》

#### 〔解答〕

(1) ㉗ A ㉘ C ㉙ F ㉚ J

(2) 1. ○ 2. × 3. × 4. ○

#### 〔解説〕

##### (1) 解約返戻金額

解約返戻金額は、「積立金額×(1-市場価格調整率)-解約控除の額」で算出する。市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を、解約返戻金額に反映させる手法で、解約時の市場金利が、契約時等に比べて上昇した場合、解約返戻金額は減少することがある。

##### (2) 為替レート

1. 適切である。
2. 不適切である。物価の上昇は通貨価値の下落である。日本のほうが物価上昇率が高い場合、日本の通貨価値の下落率が大きいいため、円安・ドル高要因である。
3. 不適切である。対米国で経常収支黒字が拡大するとは、米国から日本にドルが流入する、あるいは、日本に流入するために米国から円が流入することを意味するが、いずれの場合も、ドルを売って円にする動きが相対的に増加するため、円高・ドル安要因である。
4. 適切である。

### 《問4》

#### 〔解答〕

- (1) ×：Aが支払った一時払保険料は、払込みを行った年の一般の生命保険料控除の対象となる。
- (2) ×：当該差益は、一時所得として総合課税の対象となる。
- (3) ○
- (4) ○

**〔解説〕 保険契約に係る課税関係**

- (1) 不適切である。保険業法上の特定保険契約という商品性が理由で、生命保険料控除の対象外となることはない。
- (2) 不適切である。当該終身保険を保険期間の初日から5年を超えた時点で解約した際に、解約返戻金に係る差益が生じた場合、当該差益は一時所得として総合課税の対象となる。
- (3) 適切である（相続税法19条）。
- (4) 適切である（相続税法12条1項5号）。

# 1級金融窓口サービス技能士学科・実技 過去問題解説集（2021～2023年度実施分）

2024年6月30日 第1刷発行

編 著 一般社団法人金融財政事情研究会  
教育研修事業部  
発行者 加藤一浩  
印 刷 株式会社太平印刷社

〒160-8519 東京都新宿区南元町19  
発 行 所 一般社団法人金融財政事情研究会  
編集部 TEL 03(3355)2351 FAX 03(3226)7907  
販売受付 TEL 03(3358)2891 FAX 03(3358)0037  
URL <https://www.kinzai.jp/>

本書の内容に関するお問合せは、書籍名および連絡先を明記のうえ、編集部宛てにファクシミリでお願いします（電話での問合せにはお答えしかねます）。また、本書に訂正等がある場合には下記に掲載いたします。

<https://www.kinzai.jp/seigo/>

© 2024 KINZAI

- ・ 本書の内容の一部あるいは全部を無断で、複製・複製・転載および磁気または光記録媒体、コンピュータネットワーク上等へ入力することは、法律で認められた場合を除き著作者および出版社の権利の侵害となります。
- ・ 落丁・乱丁はお取替します。 ISBN978-4-322-14426-0